

中小企業持続経営支援補助金（ステップアップ枠）ご案内

「事業計画」に基づき、中小企業等の業務改善等やイノベーションに繋がる取組に対して、京都府の補助金を活用して、八幡市商工会がご支援いたします。

| 制 度 の 内 容 | | | |
|---------------|---|---------|-----------|
| 補助対象者 | <p>八幡市内に主たる事業所等を有する小規模企業・中小企業や商店街団体が、厳しい経営環境にある中で、業務改善につながる工夫を凝らした取組、または、商店街団体等の集客や売上向上につながる取組が対象。</p> <p>（中小企業基本法第2条に定めるもの又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの。）</p> <p>注）※令和5年度に本制度を利用された小規模企業・中小企業等は原則対象外です。 ※令和4年度以前に本制度ご利用の中小企業等からの申し込みについては、審査の際に、優先順位を下位とさせていただきますので、予めご了承ください。</p> | | |
| 補助対象となる経費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費 ● 省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する経費 ● 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費 ● サイバーセキュリティ対策に関する経費（ウイルス対策ソフトの導入経費など） ● その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの | | |
| 補助対象としない経費 | <p>人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等の為の税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用</p> | | |
| < 項 目 > | < 対 象 > | < 補助率 > | < 補助限度額 > |
| ■ 経営改善型 | ● 小規模企業、商店街団体等 | 3分の2 以内 | 200,000円 |
| | ● 中小企業（小規模企業除く） | 2分の1 以内 | 300,000円 |
| ■ 起業支援型 | ● 創業予定者、中小企業等（創業5年目まで） | 3分の2 以内 | 200,000円 |
| 補助対象事業の実施期間 | <p>令和6年8月1日（木）～令和6年12月16日（月）</p> <p>（補助対象事業の実施期間前に着手される場合は、事前着手届が必要となり、経費に係る請求及び支払いは、補助対象事業の実施期間内である必要があります。）</p> | | |
| 募集期間 | <p>令和6年6月17日（月）～令和6年7月5日（金）（受付時間：平日の9時～17時）</p> | | |
| 交付決定と通知 | <p>選考委員会において採択を決定した上、結果を8月1日（木）に採択の可否を文書にて通知いたします。</p> <p>※この補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。</p> <p>※補助金のお支払いは、取組事業終了後の精算払いとなります。</p> | | |
| 申請書類の提出先・提出書類 | <p>八幡市商工会（郵送不可）</p> <p>★詳細な手引き・申請書類は、https://yawata-sci.jp/ からダウンロードできます。</p> <p>★「申請書（様式第1号）」及び「事業計画書（別紙・所定様式）」の他、「補助対象経費の根拠がわかる書類（見積書等）」もご提出ください。</p> | | |

